

障がい者のための職業訓練

インターンシップコース受講者募集

就職を希望する事業所内において、その仕事に必要な『知識』や『技能』を身につけ、採用を目指したい障がいの方を**募集**します。

訓練期間中は、山形職業能力開発専門校、公共職業安定所（ハローワーク）、事業所及び障がい者支援機関などがチームを作り、受講者のスキル習得をサポートします。

【訓練コード：5H03】

事業所名	ユニオンソーシャルシステム株式会社 住所：〒996-0001 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F
訓練会場	ピース大林 住所：〒999-3714 東根市大林2-4-40 大林福祉プラザ ※下欄の「地図」を参照ください。 電話：0237-48-6202
訓練内容	再生球（硬式野球ボール）の製造・修繕 ※作業の様子は、下欄の「写真」をご覧ください。 ※詳しくは、本校（電話023-644-9227）にお問い合わせください。
訓練時間	基本時間 午前10時～午後3時30分 休憩90分（4時間） ※相談に応じます。



お問合せ先 山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

訓練期間	1か月～4か月（1か月あたり60時間以上） ※相談のうえ設定します。
訓練開始時期	受講希望者及び事業所と相談のうえ決定します。
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている障がいのある方で、希望する事業所での就労に必要な技能、知識を習得して就職を目指し、公共職業安定所長のあっせん（受講指示、受講推薦又は支援指示）を受けた方
受講料	受講料は 無料 です。 ただし、職業訓練生総合保険料（1か月1,900円）、訓練会場までの交通費、昼食代等の費用は自己負担となります。 ※訓練ですので期間中は、受講者への給与の支払いはありません。
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所で職業相談のうえ、お申込みください。

インターンシップコースの流れ（例）

職業相談

希望する受入先企業を探して、
公共職業安定所にて職業相談
を受けてください。
※訓練内容など詳しくは、本校
にお問い合わせください。

事業所見学・マッチング（面談）

希望する受入先企業の見学を本校が調整
します。本校と関係機関職員同行で見
学を実施し、受講希望者と受入先企業との
マッチング（面談）を行います。

受講申し込み

マッチングの結果、訓練実
施の方向を確認したら、
公共職業安定所で受講申
し込みを行ってください。

面談

受講申込者と受入先
企業が面談し、訓練につ
いて話し合います。

入校準備

本校より受講決定通知書と入校
案内を送付します。入校案内に
従い、準備を行ってください。

入校

入校とともに、受入先
企業での訓練が始ま
ります。

◆ 留意事項 ◆

- 障害によっては、事業所にて訓練できない不可能な場合もあります。公共職業安定所での職業相談、本校への問い合わせ及び事業所見学等により確認ください。
- 訓練の実施にあたっては、事業所の登録が必要となりますので、登録していない事業所での訓練を希望する場合は、問い合わせ等しますので、本校までご連絡ください。
- 県の予算上限等を上回る場合は、訓練を実施できない場合がありますので、予めご承知ください。
- 年度をまたぐ訓練は実施できませんのでご了承ください。
- その他、ご不明な点は本校（電話023-644-9227）までお問い合わせください。

山形公共職業安定所	〒990-0813 山形市桧町2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012 米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011 新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051 長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034 村山市樋岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505 寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中
「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。
訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込
みをしている公共職業
安定所にご相談下さい。